

いちき串木野市社会福祉協議会子ども食堂助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人いちき串木野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、いちき串木野市内において子ども食堂を開催する団体等に対して事業に要する費用を助成し、子ども食堂の安定的かつ継続的な運営を支援することにより、子どもが安心して過ごせる地域社会の形成とともに、食を通じた地域とのふれあいにより子どもの心身ともに健やかな育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 子ども食堂 子どもに対して、無料又は安価で栄養のある食事や団らんなどを提供する取組みをいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象とするものは、いちき串木野市内において子ども食堂を開設し、又は開設を予定するものであって、次の各号に定める要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱（令和元年6月11日施行）に定めるところにより、「鹿児島県子ども食堂登録簿」に登録され、「鹿児島県子ども食堂登録通知書」の交付を受けていること。
- (2) 年6回以上定期的に開催する予定があること。
- (3) 運営主体が次のいずれかであること。
 - ア 地域住民
 - イ ボランティア団体
 - ウ 特定非営利活動法人
 - エ 会長が必要と認める団体・店舗
- (4) 1回当たりの子どもの参加が5人以上見込めること。ただし、常時開設している子ども食堂等で形態の異なる場合は、1か月の延べ利用者数10名を超えるなどある一定数の実態を把握して会長が認めたものに限る。
- (5) 重複する他の補助金及び公的助成金を受けていないこと。

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成の対象とする経費は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 助成金の額は、予算の範囲内において別表第2に定めるとおりとし、1年度（3月から翌年2月）につき12回開催分を限度とする。

（助成金交付の申請）仕送り

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、会長が定める期日までに子ども食堂助成金交付申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出するものとする。

- （1）「鹿児島県子ども食堂登録通知書」の写し
- （2）運営の趣旨や方法が分かる会則、規約等の書類並びに役員及び従事者の名簿
- （3）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（助成金交付決定及び通知）

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、助成金の交付を決定したときは、子ども食堂助成金交付決定通知書（様式第2）により、助成金の交付を受けようとするものに通知し、助成金を支払うものとする。

2 会長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 助成金の交付を受けたものは当年度の活動が終了したときは、会長に対して子ども食堂助成金実績報告書（様式第3）により、当年度の2月末日までにその実績を報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、本会の調査照会等に対しては適切に対応しなければならない。

（助成金の返還）

第8条 会長は、助成金の交付を受けたものが次の各号の一に該当したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （2）申請書その他の書類に虚偽の記載をするなどして、不正に助成金の交付を受けたとき。
- （3）助成金を他の用途に使用したとき。
- （4）年度途中において解散し助成金に残金が生じたとき。
- （5）子ども食堂助成金交付申請書において記載された1回当たりの子どもの利用予定人数又は開催予定回数に子ども食堂助成金実績報告書における1回当たりの平均利用人数又は開催回数が達しなかったとき。
- （6）その他前各号に準ずる場合

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（（助成対象）第３条(5) 重複する他の補助金及び公的助成金を受けていないこと。５号条文を新規追加）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（①（助成対象）第３条(3)エ会長が必要と認める団体の後に「・店舗」を追加 ②（助成対象）第３条(4)条文の後に「常時開設している子ども食堂等で形態の異なる場合は、１か月の延べ利用者数１０名を超えるなどある一定数の実態を把握して会長が認めたものに限る」を新規追加）

別表第 1

助 成 対 象 経 費 (運営に係るもの)	食材費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、研修費、保険料、ボランティアの公共交通費、学習支援に使用する教材費その他会長が必要と認めるもの
--------------------------	---

別表第 2

助 成 金 額 (12回分まで)	1 回当たりの子どもの利用予定人数	1 回当たりの助成額
	5 人から 10 人まで	3 0 0 0 円
	11 人から 20 人まで	4 0 0 0 円
	21 人以上	5 0 0 0 円